

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県

2 構造改革特別区域の名称

らくらく取得「しまね網・わな猟免許」特区

3 構造改革特別区域の範囲

島根県の全域

4 構造改革特別区域の特性

島根県は東西に長い地形が特徴で、その距離は約240 kmにも及ぶ。全市町村の約9割が中山間地域に属し、農林業従事者の比率は高い。また、島根半島の北方40～80kmの海上には、島前、島後、などからなる隠岐諸島がある。

本県の農業の概況については、耕地面積34,187 ha(総面積の約5%)、平成15年度の農業産出額は650億円、主要な作物は、米(274億円)、野菜(95億円)、果実(44億円)となっている。

本県の有害鳥獣による農林業被害は、平成15年で約8,100万円となっており、農業産出額に占める割合は約0.12%であるが、被害を受けやすい中山間地域においては、平均耕作面積が小さいため、個々の農家に与える影響は大きい。

県内における狩猟免許所持者は、昭和51年の7,234名をピークに減少しており、平成15年度末で3,451名となっている。

また、平成16年度の狩猟免許の新規取得者は、109名で内訳は、「網・わな猟」79名、「第1種銃猟」27名、「第2種銃猟」3名となっており、近年は「網・わな猟」免許所持者の比率が高くなってきている。

表 1 : 狩猟免許所持者数の推移

【島根県】

(単位：人)

区分	S50	S60	H13	H14	H15
網・わな猟	516	730	1,654	1,768	1,738
第1種銃猟	5,353	2,804	1,824	1,829	1,675
第2種銃猟	158	143	73	56	38
合計	6,027	3,677	3,551	3,653	3,451

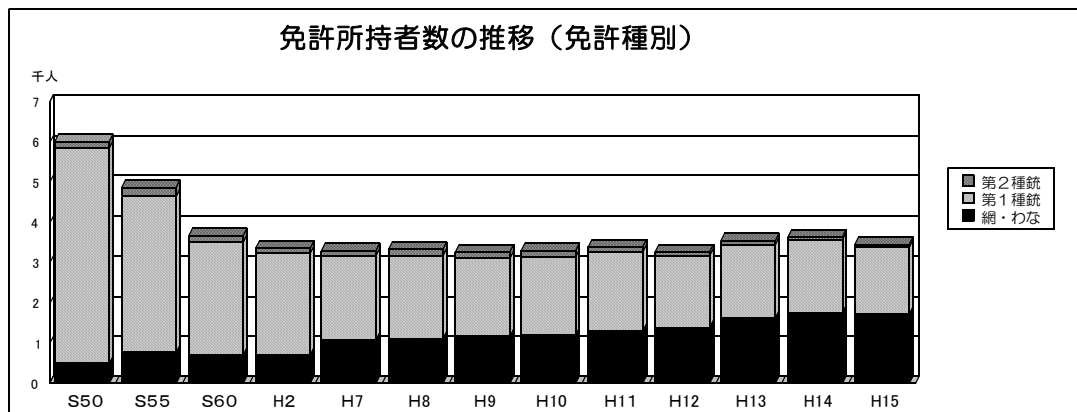
表 2 : 狩猟免許新規取得者の推移

【島根県】

(単位：人)

区分	H13	H14	H15	H16
網・わな猟	270	148	108	79
第1種銃猟	58	39	28	27
第2種銃猟	4	2	3	3
合計	332	189	139	109

グラフ 1 : 狩猟免許種類別所持者数の推移



近年、狩猟免許所持者数は横ばいで推移しているものの、年齢構成を見ると、60才以上の免許所持者の割合が全体の47.7%（S50：10.3%）、50才代の割合は全体の36.2%（S50：15.6%）を占め、新たな狩猟免許所持者が減少する中、高齢化が著しく進展しており、近い将来狩猟免許所持者数の激減が予想され、有害鳥獣捕獲の担い手不足が懸念される。

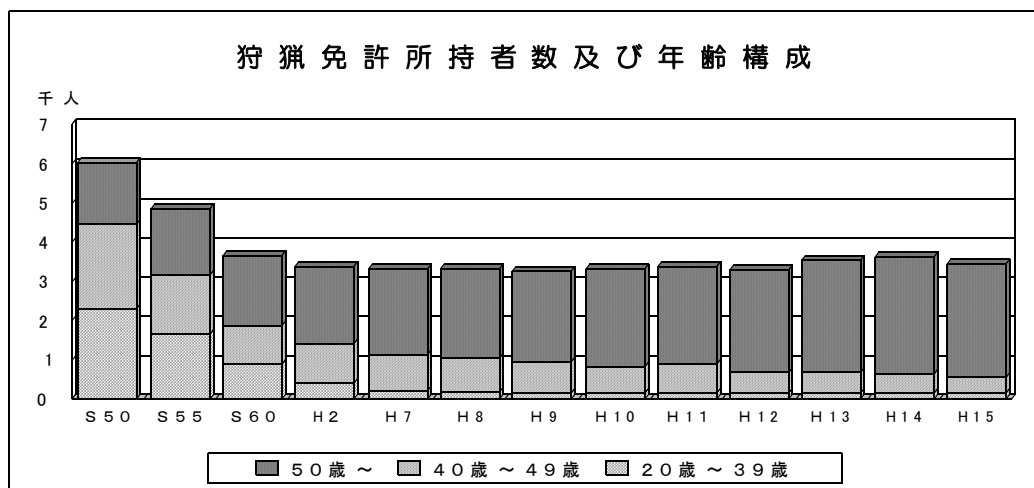
表3：年齢別狩猟免許所持者数の推移

【島根県】

(人)

年度	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
S50	775	1,531	2,159	942	620	6,027
S60	79	822	989	1,138	649	3,677
H7	40	177	943	924	1,235	3,319
H13	44	123	514	1,264	1,606	3,551
H14	47	120	480	1,301	1,705	3,653
H15	52	104	398	1,247	1,650	3,451

グラフ2：狩猟免許所持者数及び年齢構成の推移



このような状況の中、当県では、野生鳥獣による農林作物被害防止対策の一環として、有害鳥獣捕獲に従事する狩猟免許所持者を確保するため、平成11年度まで狩猟免許試験を2地区で実施していたところを、平成12年度からは7地区に増やし、そのうちの2地区については、日曜日に実施するなど、より多くの者に受験機会を与えられるよう努めている。

また、免許を取得しようとする者を対象に必要な知識・技能の習得を目的とした狩猟免許試験事前講習会開催事業を(社)島根県猟友会に委託して実施するなどの狩猟免許所持者増加対策を実施している。

特に当県の農作物被害の6～7割を占めるイノシシ被害の対策として、効率的な捕獲を目的とした「わなの架設研修会」を(社)島根県猟友会に委託して実施し、捕獲技術の向上に努めている。また、中国5県でイノシシの一斉捕獲

強化期間を年2回定め、広域連携を図り、計画的かつ効率的な捕獲に励んでいる。

表4：有害鳥獣による農作物の被害状況

【島根県】

(単位：千円)

暦年	イノシシ	シカ	サル	カラス	その他	合計
H14	73,893	20,506	7,968	7,620	17,636	127,623
H15	48,458	10,544	6,184	5,280	10,508	80,974
H16	60,877	5,990	6,355	2,199	5,809	81,230

5 構造改革特別区域の意義

島根県の中山間地域においては、人口の減少、高齢化が進展する中、農林業による所得の割合は依然として高く、将来的に中山間地域の農林業の維持を図るため、圃場整備、農道の開設などの基盤整備とともに、新たな担い手確保など様々な課題が山積している。

また、上記の問題に加え、中山間地域においてはイノシシやシカ、サルなど野生鳥獣による農林作物被害は深刻な状況にあり、農林家の生産意欲の減退を招き、離農にも繋がりがねない深刻な問題を引き起こしているため、有害鳥獣対策は喫緊の課題となっている。

一方、有害鳥獣などの捕獲に従事する狩猟者は、1970年代をピークに減少が進み、現在では最盛期の約2分の1となっており、捕獲圧の減少も著しい。加えて、狩猟免許所持者の高齢化も著しく、将来の鳥獣の捕獲の担い手不足が大きな課題となっている。

そこで、本特例を適用することにより、網猟・わな猟にそれぞれ限定した狩猟免許試験を実施することで、専門性が高まると同時に、知識・技能の習得に係る負担が軽減されることから、狩猟免許所持者の増加が見込まれる。

その結果として、各市町村で組織する有害鳥獣の捕獲班の体制強化が図られることにより、農林作物被害の防止に繋がり、安心して農林業に従事できる地域社会を構築し、さらには地域の活性化を目指すものである。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 有害鳥獣による農林作物被害を防止することによる農林業所得の増加

有害鳥獣による農林作物被害を防止することで、農林業生産額の向上、農林家所得の増加が図られる。

(2) 有害鳥獣による生活環境に及ぼす影響の抑制

中山間地域において過疎化や耕作放棄地の増加の影響で、イノシシやクマ、サルなど野生鳥獣の生息の場が山から里へ広がる傾向にある中で、捕獲圧を強化させることにより、野生鳥獣の出没等による住民の生活環境に及ぼす影響が抑制され、地域住民の不安が取り除かれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

有害鳥獣の捕獲に従事する者の増加に伴い、市町村で組織する有害鳥獣捕獲班の強化が図られることにより、農林作物の被害額が減少し、農林業所得の増加が見込まれる。

また、これに波及して営農意欲が高まり、作付け面積の拡大、生産量・品質の向上などが期待される。また、高齢者や新規農業就労者が安心して農林業に従事できるようになり、地域の活性化につながることを想定できる。

なお、被害防除対策と併せて本特例を適用することにより、被害額を毎年5%ずつ減少させ、平成20年度の被害額を6,600万円に抑制することを目標とする。

(現状) 県内の平成16年(暦年)の被害額	約8,100万円
(目標) 県内の平成20年(暦年)の被害額	約6,600万円

8 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 狩猟免許試験の実施

- ・ H 1 7 年 8 月 ~ 9 月頃 県内 7 地区で実施。

(2) 狩猟免許試験事前講習会の開催

- ・ 狩猟免許試験受験者を対象とし、知識や技能を習得するための講習会。
- ・ H 1 7 年 7 月 ~ 8 月頃 県内 3 地区、県猟友会へ委託し実施。

(3) イノシシわな架設技術研修会の開催

- ・ イノシシの効率的な捕獲技術の習得と、ツキノワグマの錯誤捕獲防止を目的とした研修会。
- ・ H 1 7 年 1 0 ~ 1 1 月頃、県内 3 地区、県猟友会へ委託し実施。

(4) 適正狩猟指導対策研修会の開催

- ・ 一般狩猟者を指導する立場にある各地域の狩猟指導員を対象とした研修会。
- ・ H 1 7 年 1 0 月頃、県猟友会へ委託し実施。

(5) 有害鳥獣被害対策交付金制度

- ・ 各市町村の創意工夫による、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な被害対策を可能とするため、市町村が実施する有害鳥獣被害対策に係るすべての経費を対象とし、一定割合で助成する制度を創設。

(6) しまね鳥獣対策指導推進事業

- ・ イノシシなどによる農林作物被害を防ぎ、より効果的な防除方法の普及を目指して、全国に先駆け有害鳥獣被害対策を担当する専門員と指導員の登録制度を創設し、農家等へ被害対策技術の指導を行う。

【参考：H16 鳥獣対策専門員(県職員)：24 名、鳥獣対策指導員(市町村職員等)：217 名】

別紙

1 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

島根県で、網・わな猟免許を受けようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

狩猟免許試験の実施にあたり、受験者の申し出により、網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、網・わな猟免許を受ける事ができる。

なお、狩猟免許試験実施事務については、すべて県で行っている。

【当該事業の実施にあたり、必要となる手続き】

網・わな猟免許にかかる申請書の様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。

同免許について、網及びわなのそれぞれの試験問題の作成

網及びわなのそれぞれについて試験問題を作成する。

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。

5 当該規制の特例措置の内容

現行の「網・わな猟免許」は、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっており、網及びわなの猟具に関する知識やそれぞれの猟具で捕獲できる鳥獣の知識が求められたが、当県においては、網による狩猟や有害捕獲はほとんど実施されておらず、農林作物被害の約8割を占めるイノシシの被害対策として、わなによる捕獲が求められている。

今回の特例措置により、わな猟に限定した知識及び技術の習得により免許取得が可能になることで、専門性の向上が図られるとともに、受験者の負担が軽減され、狩猟免許所持者の増加が期待できる。